

第三部 被災地との往還と専門知の検証／再審

専門知、現場知と復興

浅川達人

復興計画に関する意思決定の場における主体とは、住民だけでなく、自治体職員、NPO・NGO、被災地大学の教職員なども含まれる。そのため意思決定の場には、「専門知」という普遍的な価値に基づく知の体系に立脚している主体と、「現場知」という固有な価値体系に基づく知の体系に立脚している主体とが混在することになる。東日本大震災被災地域の地域復興計画案に関する意思決定の場において実質的に決定権を握ったのは、「専門知」に立脚する主体であった。しかしながら、このような意思決定の方法が果たして妥当であったのかを検証する必要がある。理論上、意思決定の場で重視されるべきは地元住民の意思であり、「現場知」が参照され決定の根拠とされるべきだからである。その上で、意思決定の場における各主体に対する決定権の付与が公正（公平）に行われていたかどうかを、今後も恒常的に判断・評価する視点が必要だと考えられる。

キーワード 技術知、官僚知、実践知、協治、応関原則

1 復興の意思決定の場における主体

復興過程において、被災地住民は何段階にもおよぶ選択を迫られる。どの地域で、どのような住宅に住んで、誰と一緒に生活を営むのかなど、複雑に入り組んだ選択肢の中から選び取ることを迫られる。被災地住民のひとりひとりが個別に選択を強いられるのと同時に、地域社会の復興計画に関する意思決定の場（アリーナ）に地域社会の構成員のひとりとして参加し、地域社会としての意思決定も行わなければならない。地域社会の共治（ガバナンス）の主体（アクター）・利害関係者（ステークホルダー）は、被災地で継続的に暮らしている住民だけではない。被災地を離れたものの、被災地に通ったり、関心を寄せたりしながら他所で暮らしている住民も意思決定の場における主体となる可能性を有している。

意思決定の場における主体は、住民と業者、自治体職員だけではない。特定の生活問題の解決のために人材と知識と技術を提供するNPO・NGO

や、被災地大学の教職員もまた意思決定の場における主体となり得る。

2 専門知と現場知 (Local Knowledge)

意思決定の場における主体となる中央政府に委託された業者、地方自治体職員、NPO・NGO、被災地大学の教職員は、それぞれに「専門知」を身につけている。これは、科学的評価や、共治（ガバナンス）における正統性によって評価される知であり、普遍的な価値体系に基づく知である。業者やNPO・NGO、被災地大学の教職員は一般的に、科学的に評価される知の体系である「技術知」に基づいて発言し行動をとっている。

自治体職員は基本的に、共治（ガバナンス）における正統性によって評価される知の体系である「官僚知」に基づいて職責を果たしている。さらに、高度な専門的知識と技術を持つ技術官僚（テクノクラート）もおり、彼ら・彼女らは「技術官僚知」に基づいて行為し発言を行う。「技術官僚知」とは、

共治（ガバナンス）における正統性によって評価される知の体系であると同時に、科学的に評価される知の体系でもある。

一方で、住民および被災地大学の教職員、市町の自治体職員、各浜の地域活動を支えてきた人びとは、「現場（Local Knowledge）」を身につけている。これは、それぞれの地域社会に固有な価値体系に基づく知である。各浜の地域活動を支えてきた人びとは、これまでの実践や経験に基づいた知である「実践知」「経験知」を豊かに蓄えている。そのことを、被災地大学の教職員や市町の自治体職員は、十分に理解している。

「実践知」「経験知」が、これまでの地域活動に対して有益であったという評価に基づく「現場知」であるのに対して、そのような有益性では評価ができないものの、住民に大切にされている知の体系がある。それが「伝統知」である。伝統知は、有益か否かといった秤量軸では評価することができないものの、地域社会の文化として必要なものと認識されている知の体系である。

このように、復興計画に関する意思決定の場には、「専門知」という普遍的な価値に基づく知の体系に立脚して職責を果たしたり自らの役割を遂行・実行したりしている主体と、「現場知」という固有な価値体系に基づく知の体系に立脚して自らの意思決定を行う主体とが混在している（図1）。

3 意思決定の場における決定権の実態

東日本大震災被災地域の地域復興計画案について議論し決定する場において、実質的に決定権を握ったのは、「専門知」に基づく知の体系に立脚して自らの意思決定を行う主体であった。防潮堤の高さを決めるとき、原発事故により生じた帰還困難区域を決めるときなどに、最も参照され決定の根拠とされた知の体系は、科学的に評価される知の体系および共治における正統性によって評価される知の体系、すなわち「技術知」「官僚知」「技術官僚知」という「専門知」であった。

しかしながら、これらの「専門知」が、東日本大震災のような未曾有なハザードに対して、有効な対応をとるために参照すべき唯一の知の体系であったかどうかは、再検討する必要がある。「専門知」に基づいて建造された万里の長城と呼ばれた田老の防潮堤は津波によって破壊され、「専門知」に基づいて安全とされてきた原子力発電所は、重大な事故を起こしたのである。

官僚知が議論の場において決定権を付与される根拠は、議論の場に参画する主体たちにとって、共治における正統性を有しているとみなされていることにある。自治体職員が共治において、公共に資するために職責を果たしていると信頼しているからこそ、その発言や行動に正統性があるとも

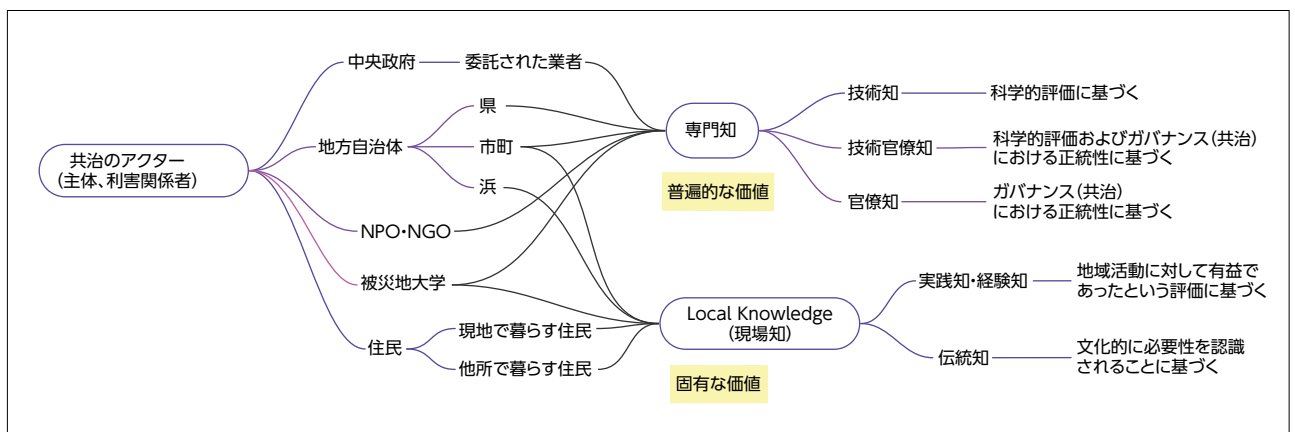


図1 復興の意思決定の場における主体と知の体系

なされ、議論の場における決定権が付与されるのである。ただし、東日本大震災の被災現場においては、自治体職員自身が甚大な被害を受けており、被災地でない地域から応援のため派遣された職員が議論の場に参画している場合も少なくなかった点には注意が必要である。派遣された職員が真摯に職務に向かったことは疑い得ないが、派遣された者は近い将来必ず被災地を離れることになる。被災地を離れるという選択肢を持っている職員が、被災地を離れるという選択肢を持ち得ない被災住民との共治においてどの程度の信頼を得て、正統性を獲得していたかには疑問が残る。そのため、自治体職員は「官僚知」に基づくのだからその決定に従うべきだと住民は考えながらも、納得できない、信頼できないという感情も同時に抱えていたと考えられる。

4 「協治」における意思決定の場に対する決定権付与の原則

「専門知」に基づいた決定という意思決定の方法が果たして妥当であったのか。地域復興計画に基づいた建造環境に関する土木工事がほぼ完了した現時点において、その点を検証する必要がある。熱帯林の森林管理への住民参加の必要性を提示した井上は、意思決定の場において地元住民が決定権を持つべきであると述べている。井上は、「企業やNGOなどの外部者が失敗による撤退が可能であるのに対して、地元住民には通常その選択肢がないことが、地元住民を中心に据えることの正当性を示している」（井上 2009:9）と指摘し、意思決定の場において地元住民を中心に据えるガバナンスのあり方を「協治」と名付けた。中央政府から委託された業者やNPO・NGOは、事業を終えれば、その事業がその後の地域社会にどのような影響を与えているかをモニタリングすることなく撤退す

る。しかしながら、地元住民は基本的にその選択肢を持たない。したがって、意思決定の場で理論上重視されるべきは地元住民の意思であり、「実践知」「経験知」「伝統知」といった固有な価値体系に基づく知の体系である「現場知」が参照され、決定の根拠とされるべきである。これは、チェルノブイリ原発事故対応を事例として、科学的知見であっても地域における文脈に依存することを指摘したWynneの議論（Wynne 1989）とも合致する考え方である。

「協治」すなわち地元住民を中心に据えるガバナンスのあり方を考える際に注意しなければならない点は、住民の中のどのような主体に決定権を付与するかという点である。地元住民の中には、被災地からの移転を考えている住民もいるであろうし、被災地を離れたものの被災地に通ったり関心を寄せたりしながら他所で暮らしている住民も存在する。誰にどの程度の決定権を付与すべきか。これについて井上は「協治原則4：応関原則（commitment principle）」を提案している（井上 2009）。すなわち、地域に対する「かかわりの深さ」に応じて、決定権を付与するという原則である。この原則に立脚するならば、たとえ現在は他所で暮らしているとしても、地域に対する深い関わりをもっていると意思決定の場における主体に認識されれば、その関わりの深さに応じた決定権を付与することも妥当であるとみなされることになる。

5 再審の視点

「協治」を実現するためには、意思決定の場における関わりの深さに応じた決定権の付与が、公正（公平）に行われているかどうかを判断・評価する制度設計が必要不可欠である。特に、女性や若者、障害者など、意思決定の場においてこれまで相対的に弱い政治力しか与えられなかった人びとは、

諦めから現状を公正（公平）なものと認識している
場合があり得るので注意が必要である。

性別役割分業が価値体系の中に根強く残っている
地域においては、女性には相対的に弱い政治力
しか与えられてこなかったし、たとえ意思決定の
場に招かれたとしてもそれは形式的な招聘である
ことも多かった。そのような現状を生き抜くため
には、抗うのではなく、諦めて現状を公正（公平）
なものとみなすふりをしてやり過ごすといった戦
略もとられてきた。このように、意思決定の場
における異議申し立てがなかったとしても、公正（公
平）に意思決定がなされているとは必ずしもいえ
ない。

したがって再審（モニタリング）の視点として
は、意思決定の場における各主体に対する決定権
の付与が、公正（公平）に行われていたかどうかを
恒常的に判断・評価する視点が必要不可欠となる。

参考文献

井上真、2009、「自然資源『協治』の設計指針：ローカルからグロー
バルへ」室田武編『グローバル時代のローカル・コモンズ』ミネ
ルヴァ書房、pp. 3-25.

Wynne B., 1989, Sheepfarming after Chernobyl: A Case Study in
Communicating Scientific Information, *Environment: Science
and Policy for Sustainable Development*, 31:2, 10-39.

PROFILE



浅川達人（あさかわ たつと）

・早稲田大学人間科学学術院教授

【専門】

都市社会学・社会調査